

令和4年度

財 政 援 助 団 体 等
監 査 結 果 報 告 書

大町市監査委員

総 括 事 項

1 監査の着眼点

市から補助金等の財政的援助を受けている団体や公の施設の指定管理者が、財政的援助の目的に沿って事業活動を適正に行っているか、また、当該団体の所管課が団体に対して適切に指導監督を行っているかどうかを着眼点として実施した。

2 監査の対象

	補助金等の名称	交付先及び交付金額	所管課
1	信州大学・東京大学共同研究事業負担金	国立大学法人東京大学 955,500 円	まちづくり 交流課
		国立大学法人信州大学 343,200 円	
2	温泉観光環境整備事業負担金	大町温泉郷観光協会 5,000,000 円	観光課
3	温泉地連絡協議会負担金	大町市温泉地連絡協議会 3,200,000 円	観光課
4	黒部ダムカレー推進協議会負担金	黒部ダムカレー推進協議会 600,000 円	商工労政課
5	就業者等移住支援金	本多裕一郎 1,000,000 円	まちづくり 交流課
6	工場等誘致振興条例に基づく助成金	(株) みすずコーポレーション 300,000,000 円	産業立地 戦略室
7	まちづくり協議会補助金	大町まちづくり協議会 2,000,000 円	商工労政課
8	起業支援補助金	奥原ゆかり ほか3名 計 4,000,000 円	商工労政課
9	農業次世代人材投資資金補助金	藤巻和成 ほか9名 計 14,265,520 円	農林水産課
10	過疎地域起業者育成支援事業補助金	(R2) 阿部 克也 3,000,000 円 (R3) 齋藤 英毅 3,000,000 円	美麻支所

11		公益財団法人育てる会補助金	公益財団法人 育てる会 15,500,000 円	八坂公民館
12	指 定 管 理	交流センター明日香荘指定管理	(株) ハーヴェスタ・クリエーションズ 指定管理料 11,000,000 円	八坂支所

3 監査の実施日

令和4年10月12日、13日

4 監査の場所

議会棟第1会議室及び補助事業等実施場所

5 監査の結果

所管課における補助金等の交付に係る事務処理については、市補助金交付規則等に基づき、おおむね適正に執行されていた。団体等に対する指導監督に関する意見については別紙のとおりである。

個別監査結果

補助金等名称	信州大学・東京大学共同研究事業負担金		
交付額	信州大学343,200円 東京大学955,500円		
団体等名称	国立大学法人信州大学 国立大学法人東京大学		
監査年月日	令和4年10月12日	所管課	まちづくり交流課
根拠法令	地方自治法232条の2		
補助事業等の目的	市の定住促進に資するため、市街地における「空き不動産」の活用をテーマに、平成27年度から市と大学が行う共同研究に対する負担金		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の学校 まちづくりスクール 年間16回開催 ・空き店舗の活用 シャッターオープンプロジェクト ・中心市街地にぎわい社会実験 ・中心市街地エリア内の空き資源の外観調査 ・大学生のデザイン設計による地元材を活用したベンチなどの製作設置 ・空き店舗の片付け、歴史的文化資源の調査 		
監査結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 負担額の妥当性を判断できるよう、両大学ごとの負担金算出根拠を整理されたい。 2 シャッターオープンプロジェクトなど、期間限定ではあるが、空き店舗を活用した動きが徐々に見えている。これらが恒常的な取組みにつながるよう努められたい。 3 空き家資源外観調査等で得られた結果をデータベース化し、市内はじめ多様なまちづくり分野で活用できるよう工夫されたい。 4 現在は中心市街地活性化をテーマとしているが、より広範にわたる定住促進策などについて研究するよう検討されたい。 		

個別監査結果

補助金等名称	温泉郷環境整備事業負担金																										
交付額	5,000,000円																										
団体等名称	大町温泉郷観光協会																										
監査年月日	令和4年10月12日	所管課	観光課																								
根拠法令	地方自治法 232 条の 2																										
補助事業等の目的	市の宿泊施設の拠点である大町温泉郷の環境整備に要する経費に対する負担金																										
事業内容	<p>・主な事業 街路灯（68 基）、公衆トイレの維持管理 花壇、森林整備 駐車場・道路の除雪</p> <p>・令和3年度決算状況</p> <p>収入</p> <table border="0"> <tr> <td>市負担金</td> <td>5,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>市温泉地連絡協議会</td> <td>2,352,000 円</td> </tr> <tr> <td>市花づくり助成</td> <td>194,000 円</td> </tr> <tr> <td>協会費・分担金</td> <td>1,410,600 円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8,956,600 円</td> </tr> </table> <p>支出</p> <table border="0"> <tr> <td>花壇ほか環境整備費</td> <td>254,892 円</td> </tr> <tr> <td>公衆便所維持費</td> <td>170,700 円</td> </tr> <tr> <td>街路灯維持管理費</td> <td>1,699,393 円</td> </tr> <tr> <td>除雪費</td> <td>253,000 円</td> </tr> <tr> <td>環境整備関係給与費</td> <td>4,138,800 円</td> </tr> <tr> <td>その他維持管理費</td> <td>2,439,815 円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8,956,600 円</td> </tr> </table> <p>残額 0 円</p>			市負担金	5,000,000 円	市温泉地連絡協議会	2,352,000 円	市花づくり助成	194,000 円	協会費・分担金	1,410,600 円	計	8,956,600 円	花壇ほか環境整備費	254,892 円	公衆便所維持費	170,700 円	街路灯維持管理費	1,699,393 円	除雪費	253,000 円	環境整備関係給与費	4,138,800 円	その他維持管理費	2,439,815 円	計	8,956,600 円
市負担金	5,000,000 円																										
市温泉地連絡協議会	2,352,000 円																										
市花づくり助成	194,000 円																										
協会費・分担金	1,410,600 円																										
計	8,956,600 円																										
花壇ほか環境整備費	254,892 円																										
公衆便所維持費	170,700 円																										
街路灯維持管理費	1,699,393 円																										
除雪費	253,000 円																										
環境整備関係給与費	4,138,800 円																										
その他維持管理費	2,439,815 円																										
計	8,956,600 円																										
監査結果	<p>1 本負担金は地方自治法に基づき、公益上の必要性がある事業に対する負担金であるが、恒常的な支出となっているので、改めて下記の点について精査されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業決算において残金（繰越金）が計上されない理由 ・団体本体の決算と本負担金対象事業の整合性 ・大町温泉郷の環境整備を目的としているものの、対象事業費の大半が人件費等の維持管理経費に充てられていることの妥当性 ・花壇整備費とまちづくり交流課所管の花づくり活動助成金対象事業との区分整理 <p>2 本負担金は市補助金交付規則が直接的には適用されないが、補助金にならない同規則を準用するなど、予算執行の適正化と効率的運用に努められたい。</p>																										

個別監査結果

補助金等名称	温泉地連絡協議会負担金		
交付額	3,200,000円		
団体等名称	大町市温泉地連絡協議会		
監査年月日	令和4年10月12日	所管課	観光課
根拠法令	地方自治法 232 条の 2		
補助事業等の目的	市の観光振興における温泉地の振興により地域住民の福祉向上に寄与すること等目的とした大町市温泉地連絡協議会に対する負担金		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・主な事業 <li style="padding-left: 20px;">4 地区への助成 <li style="padding-left: 20px;">市内温泉地の宣伝と観光客の誘致 ・令和3年度決算状況 <li style="padding-left: 20px;">収入 <li style="padding-left: 40px;">前年度繰越金 266,163 円 <li style="padding-left: 40px;">市負担金 3,200,000 円 <li style="padding-left: 40px;">雑収入 3 円 <li style="padding-left: 40px;">計 3,466,166 円 <li style="padding-left: 20px;">支出 <li style="padding-left: 40px;">事業助成金 <li style="padding-left: 60px;">大町温泉郷 2,352,000 円 <li style="padding-left: 60px;">木崎湖温泉郷 24,000 円 <li style="padding-left: 60px;">日向山温泉 387,000 円 <li style="padding-left: 60px;">高瀬入・葛温泉 237,000 円 <li style="padding-left: 40px;">事務費 1,540 円 <li style="padding-left: 40px;">計 3,001,540 円 <li style="padding-left: 20px;">残額 464,626 円 		
監査結果	<p>1 本負担金は市内温泉地の振興を図るため入湯税納入額を根拠とした負担金で、公益上必要性が高いものと判断するが、40年近く継続していることから、改めて下記の点について精査されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当協議会に支出された負担金が4地区に再配分されている。業務報告書を見る限り、それぞれの地区における使途が不明であるので使途の妥当性について検証されたい。 ・コロナ禍等によって予定された事業が執行できなかった場合の負担金の措置について検討されたい。 <p>2 本負担金は市補助金交付規則が直接的には適用されないが、補助金にならい同規則を準用するなど、予算執行の適正化と効率的運用に努められたい。</p>		

個 別 監 査 結 果

補助金等名称	黒部ダムカレー推進協議会負担金		
交 付 額	600,000円		
団体等名称	黒部ダムカレー推進協議会		
監 査 年 月 日	令和4年10月12日	所管課	商工労政課
根 拠 法 令	地方自治法 232 条の 2		
補助事業等の目的	黒部ダムカレー提供事業所相互の連携を図り、黒部ダムカレーの普及推進に取り組むことにより地域の発展に寄与することを目的とした黒部ダムカレー推進協議会に対する負担金		
事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業 (加盟店舗数 17) 黒部ダムカレーの提供、販売 黒部ダムカレーに関する調査、研究 黒部ダムカレーの普及推進に関する施策等の提案、実践 黒部ダムカレーに関する情報収集、情報発信 ・ 令和3年度決算状況 収入 <li style="padding-left: 20px;">負担金 600,000 円 <li style="padding-left: 20px;">雑入 5 円 <li style="padding-left: 20px;">繰越金 642,466 円 <li style="padding-left: 40px;">計 1,242,471 円 支出 <li style="padding-left: 20px;">事業費 508,240 円 <li style="padding-left: 20px;">手数料 3,388 円 <li style="padding-left: 20px;">広告宣伝費 182,930 円 <li style="padding-left: 40px;">計 694,558 円 残額 547,913 円 		
監 査 結 果	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年に発足した当協議会の現在の加盟店舗数は17店舗で、ここ数年はコロナ禍の影響等を受け活動が停滞している。来年度の黒部ダム60周年等に併せ、新たな取り組みを実施するなど活性化に向けた創意工夫に努められたい。 2 より広範な販売促進に向け、女性用のハーフサイズや子供向け商品など、ニーズに対応した商品開発に努められたい。 3 個店の販売数のデータ化による経年比較などにより、消費者の動向を分析し販売戦略に活かされたい。 4 ここ数年、負担金額と同程度の繰越金を計上していることから、令和4年度の負担金額を減額するなど適切な措置を行っている。 		

個別監査結果

補助金等名称	就業者等移住支援金		
交付額	1,000,000円		
団体等名称	本多裕一郎		
監査年月日	令和4年10月12日	所管課	まちづくり交流課
根拠法令	県UIJターン就業・創業支援移住事業補助金交付要綱 市就業者等移住支援金交付要綱		
補助事業等の目的	移住人口の増加を図るため、三大都市圏から移住し就業または創業した者に対し支援金を交付する。		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・制度概要 対象者 移住直前10年間で通算5年以上、かつ直近1年以上東京23区に在住又は東京圏から東京23区へ通勤していた者 移住先 東京圏以外に移住し、 県マッチングサイトで採用された者 テレワークにより移住前の業務を継続する者 条件 5年間以上の定住 就職した企業等に5年以上勤務 交付額 単身 60万円 2人以上世帯 100万円 財源内訳 東京圏からの転入 国2/1 県1/4 市1/4 ・受給者 本多裕一郎 49歳 テレワーク勤務 クラウド技術とデータ、AI活用によるデジタル化サービス事業 		
監査結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 本支援金は、東京圏の一極集中と地方の担い手不足解消を目的とした国の地方創生移住支援事業に基づくものであり、令和2年度新規事業で本件は2件目である。 2 高額な支援金は移住者にとって魅力的なものであり、国では更なる高額支援を検討しているが、支援金目当ての安易な移住とならないよう、丁寧な説明と慎重な審査に努められたい。 3 本支援金を活用した移住者の定住化を見守っていくとともに、要件を満たさなくなった場合の返還措置等について十分検討されたい。 		

個別監査結果

補助金等名称	工場等誘致振興条例に基づく助成金												
交付額	300,000,000円												
団体等名称	(株)みすずコーポレーション												
監査年月日	令和4年10月12日	所管課	産業立地戦略室										
根拠法令	市工場等誘致振興条例												
補助事業等の目的	市内に工場等を新設、移設又は増設する者に対し必要な助成及び優遇措置を講じ、市外からの企業誘致及び市内既存企業の育成を図り、もって市の産業の振興と雇用機会の拡大を図る。												
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新設工場 (株)みすずコーポレーション 北アルプス大町工場 ・主要生産品 油揚げ加工製品、大豆おから製品 ・工場新設地 大町市常盤9272番地(須沼) 10,358.33㎡ ・助成金対象経費 (円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物建設</td> <td>2,400,000,000</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>2,277,800,000</td> </tr> <tr> <td>車両・運搬具</td> <td>4,200,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,682,000,000</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・新規常用雇用者数 6人(うち市内3人) ・助成率 8/100 ・助成金交付額 300,000,000円(限度額300,000,000円) ・事業着手 令和2年5月15日 ・事業完了 令和4年1月31日 ・交付申請等 <ul style="list-style-type: none"> 交付申請 2.5.14 審議会答申 2.6.3 交付決定 2.6.8 実績報告 4.3.2 確定 4.3.28 支払い 4.3.28 			項目	事業費	建物建設	2,400,000,000	機械設備	2,277,800,000	車両・運搬具	4,200,000	合計	4,682,000,000
項目	事業費												
建物建設	2,400,000,000												
機械設備	2,277,800,000												
車両・運搬具	4,200,000												
合計	4,682,000,000												
監査結果	1 交付申請、審議会諮問・答申、交付決定、完了報告等、一連の事務手続きについては、条例及び規則に基づき適正に処理されていた。												

個 別 監 査 結 果

補助金名称	まちづくり協議会補助金		
補助金交付額	2,000,000円		
団体等名称	大町まちづくり協議会		
監査年月日	令和4年10月12日	所管課	商工労政課
根拠法令	市補助金交付規則		
補助事業の目的	中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地の再生に向けた施策を自主的かつ主体的に取り組む大町まちづくり協議会に対する補助金		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・主な事業 駅前情報ステーションの運営 まちなか案内業務 468件 Webサイト「まるごとおおまち」の管理・運営 信濃おおまち荷ぐるま市 来場者 2800名 ・令和3年度決算状況 収入 <li style="padding-left: 20px;">市補助金 2,000,000円 <li style="padding-left: 20px;">使用料 240,000円 <li style="padding-left: 20px;">雑収入 12円 <li style="padding-left: 20px;">繰越金 522,799円 <li style="padding-left: 40px;">計 2,762,811円 支出 <li style="padding-left: 20px;">事務費 36,146円 <li style="padding-left: 20px;">拠点施設運営費 480,426円 <li style="padding-left: 20px;">情報発信費 513,340円 <li style="padding-left: 20px;">イベント費 1,156,633円 <li style="padding-left: 40px;">計 2,186,545円 残額 576,266円 		
監査結果	<p>1 本協議会は長年にわたり中心市街地の活性化に取り組んできているが、会員の固定化と高齢化等によって自主的な活動が低下しているのが課題である。</p> <p>同じ目的を持つ100人衆会議や中心市街地における「空き不動産」の活用をテーマとした大学との共同研究など、より広範な人材と幅広い世代の参画により効果的な取り組みとなるよう努められたい。</p>		

個別監査結果

補助金名称	起業支援補助金																												
補助金交付額	計4,000,000円																												
団体等名称	奥原ゆかり ほか3名																												
監査年月日	令和4年10月12日	所管課	商工労政課																										
根拠法令	市起業支援補助金交付要綱 市補助金交付規則																												
補助事業の目的	個人が起業するための経費を支援することにより、地域の活性化及び定住の促進を図る。																												
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・制度概要 <li style="padding-left: 20px;">対象者 <li style="padding-left: 40px;">市内で起業する者で <li style="padding-left: 40px;">市創業支援アドバイザー等の指導、助言を受けた者 <li style="padding-left: 40px;">起業内容が地域の活性化に直接的な影響が期待できるもの <li style="padding-left: 40px;">他の補助制度を受けていないもの <li style="padding-left: 20px;">補助金額 限度額100万円 ・交付内容 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>受給者</th> <th>事業費</th> <th>補助金額</th> <th>自己資金</th> <th>起業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奥原ゆかり</td> <td>1,455,293</td> <td>1,000,000</td> <td>455,293</td> <td>生花店</td> </tr> <tr> <td>荒居 愛</td> <td>1,103,180</td> <td>1,000,000</td> <td>103,180</td> <td>喫茶店</td> </tr> <tr> <td>梶原美瑠</td> <td>2,184,400</td> <td>1,000,000</td> <td>1,184,400</td> <td>ピザ専門店</td> </tr> <tr> <td>今村恵子</td> <td>1,723,301</td> <td>1,000,000</td> <td>723,301</td> <td>飲食店</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・起業後の報告義務等 <li style="padding-left: 20px;">貸借対照表、確定申告書、住民票の提出 ・所管課による経営状況の調査、指導監督 				受給者	事業費	補助金額	自己資金	起業内容	奥原ゆかり	1,455,293	1,000,000	455,293	生花店	荒居 愛	1,103,180	1,000,000	103,180	喫茶店	梶原美瑠	2,184,400	1,000,000	1,184,400	ピザ専門店	今村恵子	1,723,301	1,000,000	723,301	飲食店
受給者	事業費	補助金額	自己資金	起業内容																									
奥原ゆかり	1,455,293	1,000,000	455,293	生花店																									
荒居 愛	1,103,180	1,000,000	103,180	喫茶店																									
梶原美瑠	2,184,400	1,000,000	1,184,400	ピザ専門店																									
今村恵子	1,723,301	1,000,000	723,301	飲食店																									
監査結果	<p>1 過去の同様の補助事業において、事業継続が困難となった事例を指摘したが、所期の目的が達成できるよう、起業後における経営指導等について拡充されたい。</p> <p>2 事前の創業支援相談において、妥当な売上計画と判断されてはいるが、創業後の売上額が大きく下回ったケースが多い。コロナ禍の影響を受けたものと思われるが、社会情勢等に応じ実現性の高い創業計画となるよう事前の創業支援相談の拡充を図られたい。</p> <p>3 受給した補助金は所得税の課税対象となると思われるが、個人申告において計上されていないケースが見受けられるので、適正な税務処理について指導されたい。</p>																												

個 別 監 査 結 果

補助金名称	農業次世代人材投資資金補助金																																														
補助金交付額	計14,265,520円																																														
団体等名称	東方孝太 ほか9名																																														
監査年月日	令和4年10月12日	所管課	農林水産課																																												
根拠法令	市農業次世代人材投資資金交付要綱 市補助金交付規則																																														
補助事業の目的	40代以下の農業従事者を令和5年までに40万人に拡大するとして国の補助事業																																														
事業内容	<p>・制度概要</p> <p>対象者 49歳以下で青年等就農計画が認定された新規就農者 世帯所得が600万円以下</p> <p>交付額 経営開始1～3年目 150万円/年 経営開始4～5年目 120万円/年</p> <p>返還 最低10年間営農を継続しなかった場合</p> <p>・交付内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受給者</th> <th>年齢</th> <th>補助金額</th> <th>作目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東方孝太</td> <td>32</td> <td>1,084,314</td> <td>水稲+野菜</td> </tr> <tr> <td>川上展生</td> <td>27</td> <td>1,500,000</td> <td>りんご</td> </tr> <tr> <td>宮間英子</td> <td>35</td> <td>1,500,000</td> <td>有機米</td> </tr> <tr> <td>窪田和也</td> <td>36</td> <td>1,500,000</td> <td>水稲+野菜</td> </tr> <tr> <td>奥原明義</td> <td>51</td> <td>1,181,206</td> <td>水稲+りんご+そば</td> </tr> <tr> <td>本郷毅史</td> <td>44</td> <td>1,500,000</td> <td>有機米</td> </tr> <tr> <td>城守正樹</td> <td>51</td> <td>1,500,000</td> <td>りんご</td> </tr> <tr> <td>川上幸伸</td> <td>42</td> <td>1,500,000</td> <td>ブルーベリー</td> </tr> <tr> <td>藤巻和成</td> <td>45</td> <td>1,500,000</td> <td>水稲+りんご</td> </tr> <tr> <td>西澤弘祐</td> <td>41</td> <td>1,500,000</td> <td>イチゴ+水稲+野菜</td> </tr> </tbody> </table>			受給者	年齢	補助金額	作目	東方孝太	32	1,084,314	水稲+野菜	川上展生	27	1,500,000	りんご	宮間英子	35	1,500,000	有機米	窪田和也	36	1,500,000	水稲+野菜	奥原明義	51	1,181,206	水稲+りんご+そば	本郷毅史	44	1,500,000	有機米	城守正樹	51	1,500,000	りんご	川上幸伸	42	1,500,000	ブルーベリー	藤巻和成	45	1,500,000	水稲+りんご	西澤弘祐	41	1,500,000	イチゴ+水稲+野菜
受給者	年齢	補助金額	作目																																												
東方孝太	32	1,084,314	水稲+野菜																																												
川上展生	27	1,500,000	りんご																																												
宮間英子	35	1,500,000	有機米																																												
窪田和也	36	1,500,000	水稲+野菜																																												
奥原明義	51	1,181,206	水稲+りんご+そば																																												
本郷毅史	44	1,500,000	有機米																																												
城守正樹	51	1,500,000	りんご																																												
川上幸伸	42	1,500,000	ブルーベリー																																												
藤巻和成	45	1,500,000	水稲+りんご																																												
西澤弘祐	41	1,500,000	イチゴ+水稲+野菜																																												
監査結果	<p>1 一連の手続きについては、要綱及び規則に基づき適正に処理されていた。</p> <p>2 これまでに本制度を活用している就農者は19名であり、そのうち農業を断念した者はなく、農業担い手育成に効果を上げている。更なる担い手不足が懸念されているので、移住施策等と連携を強化し、担い手確保に向け更なる就農希望者の発掘に努められたい。</p>																																														

個別監査結果

補助金名称	過疎地域起業家育成支援事業補助金																						
補助金交付額	計6,000,000円																						
団体等名称	阿部克也 ほか1名																						
監査年月日	令和4年10月13日	所管課	美麻支所																				
根拠法令	市過疎地域起業家育成支援補助金交付要綱（令和4年3月廃止） 市補助金交付規則																						
補助事業の目的	過疎地域内において個人が起業するための経費を支援することにより、過疎地域内の定住促進と地域活性化を図る。																						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・制度概要 対象者 八坂、美麻地区に在住し起業する者で50歳以下の者 市創業支援協議会の指導、助言を受けた者 市税等未納がない者 補助金額 限度額300万円 ・交付内容 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>受給者</th> <th>補助金種類</th> <th>事業費</th> <th>補助金額</th> <th>自己資金</th> <th>起業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阿部克也 (R2)</td> <td>事業所開設補助金</td> <td>11,200,000</td> <td>3,000,000</td> <td>8,200,000</td> <td>スポーツレジャー ペイントボール</td> </tr> <tr> <td>齋藤英毅 (R3)</td> <td>事業所開設補助金</td> <td>4,270,993</td> <td>3,000,000</td> <td>1,270,993</td> <td>足裏マッサージ 会計サポート</td> </tr> </tbody> </table>					受給者	補助金種類	事業費	補助金額	自己資金	起業内容	阿部克也 (R2)	事業所開設補助金	11,200,000	3,000,000	8,200,000	スポーツレジャー ペイントボール	齋藤英毅 (R3)	事業所開設補助金	4,270,993	3,000,000	1,270,993	足裏マッサージ 会計サポート
受給者	補助金種類	事業費	補助金額	自己資金	起業内容																		
阿部克也 (R2)	事業所開設補助金	11,200,000	3,000,000	8,200,000	スポーツレジャー ペイントボール																		
齋藤英毅 (R3)	事業所開設補助金	4,270,993	3,000,000	1,270,993	足裏マッサージ 会計サポート																		
監査結果	<p>1 起業後の売上げが計画を大幅に下回ったもの、補助事業終了後直ちに開業できなかったものなど、一部に課題が見受けられた。</p> <p>2 本事業は平成25年の制度創設以来、八坂地区1件、美麻地区10件の起業を支援してきた。本補助金は令和3年度末で廃止されたが、支援してきたこれらの事業が順調に進み、補助金の目的である定住と地域の活性化に貢献するよう、引き続き指導助言に努められたい。</p>																						

個別監査結果

補助金名称	公益財団法人育てる会補助金		
補助金交付額	15,500,000円		
団体等名称	公益財団法人 育てる会		
監査年月日	令和4年10月12日	所管課	八坂公民館
根拠法令	市補助金交付規則		
補助事業の目的	複式学級の回避、地元小中学生と留学生相互の健全な成長などの教育的効果と都市部と地域住民との交流が促進される山村留学の運営者に対して財政支援を行う。		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・育てる会八坂美麻学園の運営（長期） 八坂18名 美麻13名 計31名 ・農山村交流、自然生活体験活動（短期） 夏休み、冬休み、春休み ・野外活動センターの運営 団体宿泊研修、一般客の受入れ 地域社会教育事業への貸出し ・ボランティアリーダーの養成 高校生～社会人 		
監査結果	<p>1 昭和51年当法人によりに制度化された山村留学は、これまで過疎地域において教育的効果のみならず様々な地域活性化に貢献してきたが、受入れ農家の確保が大きな課題となっていることから、課題解決に向けた支援を強化されたい。</p> <p>2 山村留学が都市部との交流人口増加や移住にもつながるとして、県においても「山村留学」の振興に着手しているので、これらの取組みとも連携して支援の拡充に努められたい。</p>		

個別監査結果

補助金名称	交流センター明日香荘指定管理																																																																															
補助金交付額	指定管理料11,000,000円																																																																															
団体等名称	(株)ハーヴェスタ・クリエーションズ																																																																															
監査年月日	令和4年10月13日	所管課	八坂支所																																																																													
根拠法令	指定管理基本協定 指定管理者制度運用の手引き																																																																															
補助事業の目的	地域活性化の拠点施設である明日香荘について、効率的な施設運営を行うため指定管理者制度を導入し、管理運営費の不足相当分を指定管理料として支出する。																																																																															
事業内容	<p>・令和3年度実績</p> <p>利用者数 宿泊4,264人 入浴5,680人 レストラン3,871人 宴会1,299人 売店11,359人 新そば祭り1,013人 総計 27,486人</p> <p>歳入合計 70,963,829円 うち 指定管理料 11,000,000円 歳出合計 73,876,627円 収支 △2,912,798円</p> <p>・過去の経営状況 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>売上げ</th> <th>指定管理料</th> <th>雑収入</th> <th>歳入計</th> <th>歳出計</th> <th>収支</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24</td> <td>34,271</td> <td>58</td> <td>70</td> <td>34,400</td> <td>40,966</td> <td>△6,566</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>72,429</td> <td>117</td> <td>3,582</td> <td>76,129</td> <td>78,232</td> <td>△2,103</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>73,115</td> <td>114</td> <td>292</td> <td>73,522</td> <td>80,085</td> <td>△6,563</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>72,242</td> <td>116</td> <td>3,464</td> <td>75,824</td> <td>79,198</td> <td>△3,374</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>64,816</td> <td>8,000</td> <td></td> <td>72,816</td> <td>72,543</td> <td>273</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>58,445</td> <td>8,000</td> <td></td> <td>66,445</td> <td>72,421</td> <td>△5,976</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>64,944</td> <td>8,000</td> <td></td> <td>72,944</td> <td>81,856</td> <td>△8,912</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>56,074</td> <td>8,000</td> <td></td> <td>64,074</td> <td>80,907</td> <td>△16,833</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>42,087</td> <td>8,148</td> <td>8,535</td> <td>58,771</td> <td>60,807</td> <td>△2,036</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>55,389</td> <td>11,000</td> <td>4,574</td> <td>70,963</td> <td>73,876</td> <td>△2,913</td> </tr> </tbody> </table>				売上げ	指定管理料	雑収入	歳入計	歳出計	収支	H24	34,271	58	70	34,400	40,966	△6,566	H25	72,429	117	3,582	76,129	78,232	△2,103	H26	73,115	114	292	73,522	80,085	△6,563	H27	72,242	116	3,464	75,824	79,198	△3,374	H28	64,816	8,000		72,816	72,543	273	H29	58,445	8,000		66,445	72,421	△5,976	H30	64,944	8,000		72,944	81,856	△8,912	R1	56,074	8,000		64,074	80,907	△16,833	R2	42,087	8,148	8,535	58,771	60,807	△2,036	R3	55,389	11,000	4,574	70,963	73,876	△2,913
	売上げ	指定管理料	雑収入	歳入計	歳出計	収支																																																																										
H24	34,271	58	70	34,400	40,966	△6,566																																																																										
H25	72,429	117	3,582	76,129	78,232	△2,103																																																																										
H26	73,115	114	292	73,522	80,085	△6,563																																																																										
H27	72,242	116	3,464	75,824	79,198	△3,374																																																																										
H28	64,816	8,000		72,816	72,543	273																																																																										
H29	58,445	8,000		66,445	72,421	△5,976																																																																										
H30	64,944	8,000		72,944	81,856	△8,912																																																																										
R1	56,074	8,000		64,074	80,907	△16,833																																																																										
R2	42,087	8,148	8,535	58,771	60,807	△2,036																																																																										
R3	55,389	11,000	4,574	70,963	73,876	△2,913																																																																										
監査結果	<p>1 現指定管理者による運営は10年を経過した。この間、収支が黒字となったのは平成28年度のみとなっている。当施設は収益性が低くコロナ禍の影響も受け厳しい経営状況が続いているが、経営改善に向けた経営努力を促すとともに、指定管理料の妥当性の検証など施設設置者としての指導監督を強化されたい。</p> <p>2 施設や設備の老朽化が進んでいるので、経営状況に応じ計画的な修繕計画を策定されたい。</p>																																																																															